

白井市学校事務共同実施(学校間連携)要綱

白井市教育委員会

1 目的

- (1) 学校教育の多様化に対応し、きめ細かな教育や円滑な学校運営が図れるための学校事務を提供する。
- (2) 学校間の連携を図り、情報交換・相互支援・事務の集中処理をし、より質の高い事務処理体制を構築する。
- (3) 白井市小中学校事務職員の標準的職務に示された職務内容について理解を深め、学校運営の一層の充実と活性化に寄与する。

2 定義

この要綱において、学校事務の共同実施とは上記の目的を達成するために、複数の小中学校が連携し、組織的に学校事務・業務の処理及び学校の管理運営全般に対する支援を行うことをいう。

3 組織編成

- (1) 白井市教育委員会は、共同実施拠点校及び連携して業務を行う共同実施連携校を指定する。
- (2) 学校間連携の地区には代表者をおき、代表者は学校間連携にかかわる事務を総括し、地区内の連絡調整及び指導助言を行う。

ブロック	地 区	連 携 校
1ブロック	白井	白井中・白井一小・白井二小
2ブロック	大山口・七次	大山口中・大山口小・白井第三小 七次台中・七次台小・清水口小
3ブロック	南山・桜台	南山中・南山小・池の上小・桜台中・桜台小

- (3) 共同実施を円滑に推進するため、共同実施運営協議会を(共同実施運営協議会設置要綱に基づき)必要な時期に開催する。

4 実施方法

- (1) 学校間連携の組織は、地区ごとの計画書を作成し、教育委員会へ提出する。
- (2) 学校間連携組織の事務職員は、連携校もしくは指定された場所に定期的又は必要に応じて集まり、共同実施業務を行う。
- (3) ブロック編制については、弾力的に実施する。

5 実施内容

- (1) 学校運営参画に関すること
- (2) 事務組織の整備に関すること
- (3) 事務の効率化・適正化に関すること
- (4) OJT(職場内研修)に関すること
- (5) その他共同実施を行うことが適当と認められる業務

6 服務

- (1) 共同実施を行うことにより,勤務校を離れる場合は所属長の命により,出張又は離席とする。
- (2) 学校間連携にかかわる事務職員は,職務において知り得た児童生徒・教職員・保護者等の個人情報の取扱いについて細心の注意を払い,地方公務員法第 34 条に規定されている守秘義務を遵守する。
- (3) 諸表簿の搬出については,所属長の許可を得るとともに管理を適正に行い速やかに返却する。

附則

この要綱は,平成 20 年 4 月 1 日から施行する。